

訴訟の手引き

吉備総合法律事務所

はじめに

この度は、当事務所にご依頼をいただき、誠にありがとうございます。これからしばらくの間お付き合いをいただくこととなりますが、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、これからの訴訟手続は基本的に私どもが担当しますが、何と言っても主役は依頼者であるあなた自身です。ご自身でもあらかじめ訴訟手続のあらましを理解し、ある程度の見通しを持っていただくことはそれ自体として非常に重要なことです。

また、今後、訴訟が進行する中で、重要な局面ごとに打ち合わせを行い、その都度、担当弁護士からご説明をいたしますが、話す側は時間の関係上どうしても基本的なことを端折りがちになりますし、聞く側も耳慣れない専門用語は一度説明されただけでは忘れてしまうかもしれません。

そこで、依頼者にご自身に訴訟手続に関する基本的な制度や用語をよく理解していただいた上、それぞれの局面で「弁護士が何をしようとしているのか」、「依頼者として何をすべきなのか」を的確に把握してもらいたいと考え、この冊子を執筆いたしました。訴訟手続がどのような段階にあるかが分からなくなった時、担当弁護士の説明の中に理解できない用語があった時など、まずはこの手引きをご参照ください。訴訟手続の様々なシーンでお役に立てるのではないかと思います。

訴訟は依頼者と弁護士の共同作業です。私どもも最善の結果となるよう全力を尽くしますが、依頼者であるあなた自身の主体的・積極的な関与もまた必要不可欠です。勝利を目指して二人三脚で頑張りましょう。

目次

はじめに	3
第一章 訴訟のあらまし	6
第二章 訴状・答弁書の提出	10
第三章 主張整理	14
第四章 証拠調べ	16
第五章 判決言渡し	21
第六章 和解	22
第七章 上訴（控訴・上告）	24
よくあるご質問	28
あとがき	30

第一章 訴訟のあらまし

1 訴状・答弁書の提出(第二章)

民事訴訟の第一審手続は、原告が裁判所に**訴状**を提出することにより開始されます。これを**訴えの提起**といいます。原告からの訴状を受け付けた裁判所は、訴状審査をし、第1回の**口頭弁論期日**を指定した上、**訴状を被告に送達**します。

訴状を受け取った被告は、指定された期限までに裁判所に**答弁書**を提出しなければなりません。訴状の提出から初回の口頭弁論期日までに1〜1か月半程度かかるのが通常です。

2 主張整理(第三章)

原・被告双方の言い分を整理し、事件の争点を明確にするための手続を**主張整理手続**といいます。

主張整理のため、通常、何度かの**口頭弁論期日**や**弁論準備手続期日**が開かれ、**主張**↓**反論**↓**再反論**↓**再々反論**といったやり取りが行われます。

このような主張や反論は準備書面という書面を通じてなされますが、この段階で、双方当事者から主張の裏付けとなる証拠書類（書証）も適宜提出されます。

この期日と期日の間は、通常、1〜1か月半程度の間隔が空けられ、その間に双方の当事者が主張・立証の準備をすることになります。

3 証拠調べ（第四章）

双方の主張や証拠書類の提出があり、争点が明確になった段階で、証人や当事者本人などを尋問する手続が実施されます。これは口頭弁論期日で行われますが、この口頭弁論期日を特に証拠調べ期日と呼ぶことがあります。

4 判決言渡し（第五章）

証拠調べ期日が終了し、原・被告双方の主張・立証が尽きた段階で口頭弁論が終結され、通常、その1〜2か月後に判決が言い渡されます。

第一審判決に不服のある当事者は、弁護士が判決を受け取った日の翌日から2週間以内に、上級裁判所に控訴することができます。

5 和解(第六章)

和解とは、勝ち負けを白黒はっきりさせる判決と異なり、当事者双方が譲歩し、合意により解決する制度です。

裁判所は、訴訟手続のいかなる段階においても、当事者に和解を勧めることができますが、証拠調べ期日の前かあるいは証拠調べ期日が終了した後に試みられることが多いです。

全体として約半数の事件が、判決に至らず和解で解決されています。

6 上訴(控訴・上告)(第七章)

判決に不服がある当事者は、判決を受け取った日の翌日から2週間以内に上訴をすることができます。第一審判決に対する上訴を**控訴**、第二審判決に対する上訴を**上告**といいます。

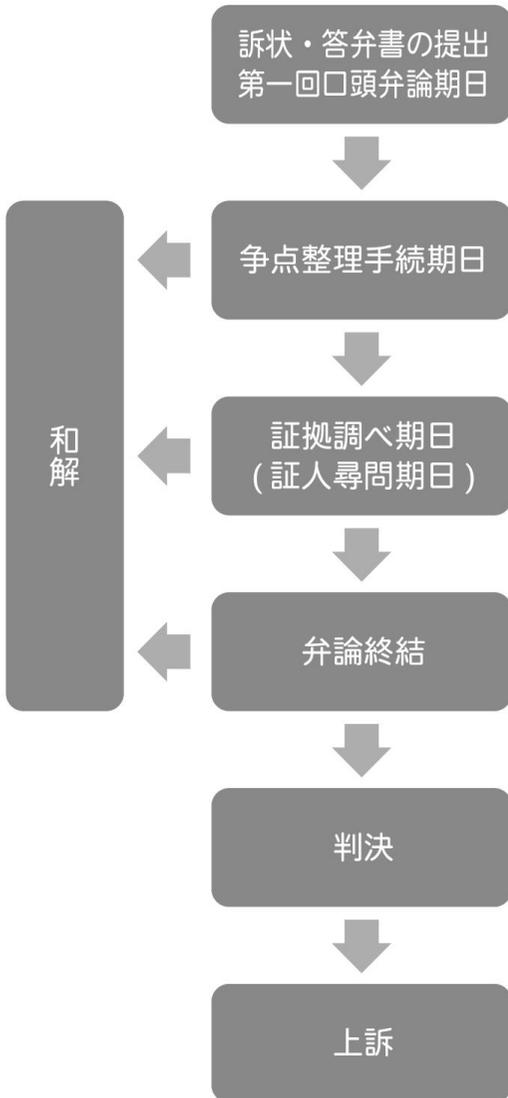
7 まとめ

以上が訴訟手続の概要です。標準的な手続の流れを図解したものを次頁に掲載しておきましたので、ご参照ください。

訴訟手続の進行は事件の性格に応じて様々ですが、標準的な事件では第一審の訴訟提起から判決に至るまで大体8

か月から1年程度かかります。長いようにも思われますが、例えて言えばマラソンのようなもので、ぼんやりと立ち止まっている暇はありません。適切な時期に適切な対応をすることが何より重要です。
それでは、次章以降、それぞれの手続についてより詳しく見ていくことにしましょう。

● 訴訟の流れ



第二章 訴状・答弁書の提出

1 原告側（訴えを提起する側）

(1) 紛争解決の手法

トラブルが発生した場合の解決方法としては、大きく分けて、①話し合い（弁護士は「示談（じだん）」と呼びます。）、②裁判所以外の機関を使つての話し合い（ADR：裁判外紛争解決手続）、③裁判所を使つての解決（調停、訴訟）の3種類があります。

いずれの手段を選択するかについては、担当弁護士とどの手段をとることがベストなのかを相談されたことと思います。そして、今回は、そのうち、③訴訟を選択することになりました。

(2) 訴訟を起こす準備

訴訟を起こすことを、「訴訟提起」といいます。そして、訴えを起こす側を「原告」といいます。

訴訟提起をするためには、「訴状」という書面、その書面に記載している事実を証明するための「証拠」を裁判所に提出することになっています。なお、この原告側が提出する証拠を「甲号証（こうごうしょう）」といいます。

また、同時に、訴訟提起には、弁護士報酬とは別に、実費が必要となります。この実費とは、収入印紙、郵便切手
のことで、裁判所で裁判をしてもらうために必要な費用となります。なお、弁護士報酬はこの実費とは別のものにな
りますので、ご注意ください。

(3) 訴訟提起（訴状提出）

訴状、証拠、その他の必要書類が揃えば、それらを裁判所に提出します。

裁判所では、訴状を受理した後、おおむね1か月～1か月半以内に、第1回の裁判の日程（この日程のことを「**期日**」といいます。）を指定します。このように若干長めに期間が設定されているのは、相手になる方（訴訟提起される側を「**被告**」といいます。）に対して、訴状と証拠を送り、被告に反論の機会を与えるためです。

また、訴訟手続では、書面を確実に送る必要があることから、厳格な手続きがとられています。これは、後になつて「いや、訴状なんて受け取っていませんよ。」と言ひ逃れさせないようにするためです。なお、裁判での書類の郵送は、「**送達（そうたつ）**」といいます。

第1回の期日は、公開の法廷で行われることとなっており、このような公開の法廷で行われる期日を「**口頭弁論期日（こうとうべんろんきじつ）**」といいます。そのため、弁護士は1回目の裁判期日を「**第一回口頭弁論期日**」（初回弁論期日）と言ったりします。

2 被告側（訴えを提起された側）

(1) 訴状、証拠の受領

訴えを提起されれば、裁判所から訴状と証拠が被告届きます。

被告が訴状を受け取ってから、裁判所が指定した期日に裁判所に行かなければ、何ら反論する材料がないものとして、敗訴することになってしまいます（これを「欠席判決」といいます）。

そこで、何らかの反論があるときには、裁判所から指定された期日までに反論の書面（「答弁書」といいます）を裁判所に送ることになります。

(2) 答弁書の提出

答弁書には、被告側の言い分を記載します。答弁書の構成は大きく、①認否の部分と②反論の部分に分かれます。「認否（にんび）」とは、原告の主張する事実を争うかどうか答えることです。争わない場合には、「認める」、争う場合には「否認する」又は「不知」と答えます。この答弁書で具体的な認否・反論をする場合には、証拠をつけることとなります。この証拠のことを「乙号証（おつごうしょう）」といいます。

ただし、訴えを提起されて、急いで準備するものですので、そこまで詳細な反論は必要ではなく、「追って反論を主張する。」という書面を提出して、後日詳細な反論を出すこともあります。

3 第一回口頭弁論期日

以上のような流れで、①原告が訴状・証拠を提出する↓②被告が訴状・証拠を受領する↓③被告が答弁書を提出するという流れが、第一回口頭弁論期日までに行われます。

ここまですが訴状・答弁書の提出、第一回口頭弁論期日です。一般的にそこまで複雑でない事案であれば、この段階（又はその次までの段階）で訴訟の争点の骨子が定まるので、それ以降は、当該争点についての議論を詰めていくこととなります。

【コラム】訴訟費用は被告の負担とする

よく受けるご質問として、訴状の中に「訴訟費用は被告の負担とする。」との文言が入っていることから、弁護士費用を負担させられるのでは…というものがあります。

この「訴訟費用」とは、実は弁護士費用ではありません。ここにいう訴訟費用とは、訴訟提起のための収入印紙、切手代、証人の日当等を指します。実際の金額は担当弁護士に聞いてもらえば、分かると思いますが、原則として余り高額にはなりません。

また、細かい話をすれば、訴訟費用を負担させるには、「訴訟費用額確定処分」という手続を取する必要があります。実際的には、訴訟費用額確定処分まで取られる事例は多くなく、その意味でも、「訴訟費用は被告の負担とする」という文言は余り心配する必要はありません。

第三章 主張整理

1 主張整理とは？

第一回口頭弁論期日以降の期日では、原告・被告・裁判官で、今回の訴訟のどこが争点となるのか、また、その争点について、どのような証拠（書面や証人）があるか等を整理していきます。

この主張整理手続の中でも、原告・被告双方が書面を提出します。この書面を「準備書面」といいます（口頭弁論期日のために「準備」する「書面」であることから、このような名前で呼ばれています）。この段階で、訴状・答弁書で提出した証拠以外の証拠があれば、追加して提出することになります。

以上のように争点を絞り込むために原告・被告双方に主張させることを「主張整理」といいます。

その上で、今回の訴訟の争点の判断に証人尋問が必要となった場合には、証拠調べ期日に進むことになります。

2 どのくらいの期間行うの？

事案によりけりですが、簡単な事案であれば、2〜3回の期日にわたって、主張、反論の応酬をします。期日と期日の間は1か月から1か月半くらいの間隔が設けられますから、おおむね3〜4か月程度で終了することになります。

(もつとも、事案が複雑な場合、この手続が長くかかることがあります。)

なお、ある程度複雑な事案で、訴訟関係人によるひざを突き合わせた協議をする必要がある場合、口頭弁論期日ではなく、「弁論準備手続」に付されることもあります。弁論準備手続は、法廷ではなく、「弁論準備手続室」という会議室で行われます。

【三】書面の作成・打ち合わせ

ここまで記載した内容からお分かりかと思いますが、裁判の手続きは基本的に書面で行われています。証人尋問も行われますが、それは最終段階のもので、通常はそれまでに書面で争点を絞りこんでいきます。そのため、いかに裁判官を説得できる書面を書けるか、その書面に記載されている事実を証明する証拠を提出するかが訴訟を有利に運ぶためのカギとなります。

訴状、答弁書、準備書面の作成についても、弁護士との慎重な打ち合わせが必要です(裁判所に対して、いい加減な書面を提出していると、「そもそもこの人が言っていることはホントなのだろうか?」と疑念を抱かれ、最終的な結論に影響がでることがあります)。

また、打ち合わせの際に必要な資料として多くの書類をお願いすることがあると思います。裁判官を説得するために「一番重要なのは、」どのような証拠があるか」です。そのため、弁護士から書類の提出を依頼された場合、できるだけご協力をお願いします。さらに言えば、実際に事実を体験されたのは皆様です。弁護士の主張を裁判所を説得できるように構成して、主張するにすぎません。皆様が事件に関係しただと思うこと、証拠書類がありましたら、できるだけ弁護士に話をするようにお願いします。

以上のように、訴訟は提起した段階だけではなく、その都度、適切な打ち合わせ、証拠書類の提出が必要となります。お手数をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

第四章 証拠調べ

1 証拠調べとは？

証拠調べ期日では、尋問が行われます。「尋問（じんもん）」とは、裁判で争いとなっている部分について、直接の証言を聞く場です。ここまでで記載したように、主張整理手続期日で、今回の訴訟の争点は絞られています。そのため、尋問では、基本的に絞られた争点及びそれに関連する事実をお聞きします。

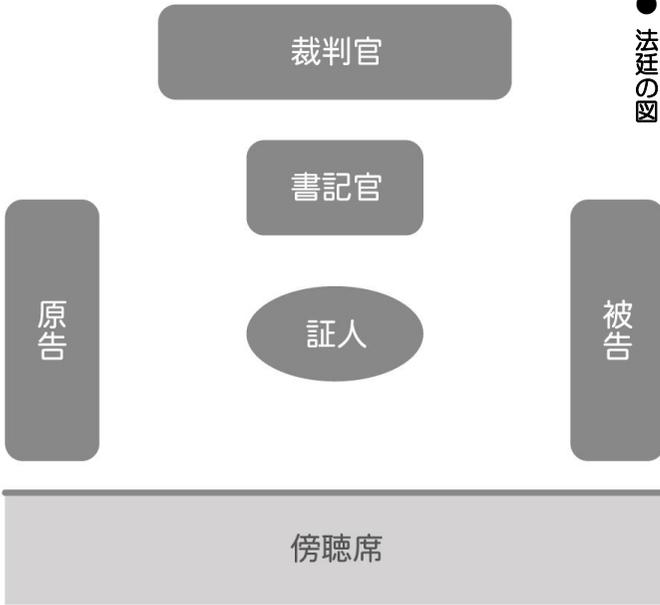
尋問は上記のように争点に関して、皆様が直接体験した「事実」を聞く場となります。逆に言えば、尋問は「意見」を聞く場ではありません（よく勘違いされます）。事実とは「いつ、どこで、だが、何を、どのようにした」というものであり、意見とは「…と思う」というものです。事件の中では、意見を聞く場面もありますが、尋問は基本的に事実を聞く場ですので、意見を言うのに時間を使っているのは、大切な事実をお話いただく時間がなくなることがあります。意見は、これまでの準備書面で十分に裁判所に伝わっていますので、尋問の際には、できるだけ事実を述べるように打ち合わせを行います。

2 手続の流れ

① 宣誓

尋問の開始に先立って、裁判官から嘘を述べないことなどの宣誓を求められます。証言台の前に立って裁判所書記官から手渡された「宣誓書」を持って、そこに記載された文書を裁判官の方に向かって読み上げてください。

● 法廷の図



宣誓の後、裁判官から指示がありますので、椅子にかけ下下さい。その後、尋問を行うことになります。

② 尋問

まず、①担当弁護士からあなたに対する「主尋問」を行い、次に、②相手方の弁護士からあなたに対する「反対尋問」が行われます。なお、その後、③裁判官から尋問が行われることもあります（これを「補充尋問」といいます）。

③ 一般的な注意点について

・ 尋問中は、質問に対して、メモなどを見ながら答えることはできません。記憶に基づいてお話いただく必要がありますので、事件に関する事実関係は、事前に再確認するようにして下さい。

・ 尋問中は、担当弁護士が横から質問しますが、裁判官の方を向いて答えるようにして下さい。

- ・裁判官は、供述内容だけでなく、供述態度も見ています。正面を向いて、堂々と答えてください。
- ・質問と回答は録音されています。必ず、質問が終わったのを確認してから答えるようにして下さい。また、首を縦に振ったり、横に振ったりして回答するのは避けて、きちんと「はい」「いいえ」と声に出して答えてください。

④ 主尋問

- ・主尋問は、担当弁護士から、皆様に質問する形で行われます。
- ・主尋問は、基本的には、陳述書に記載した内容を中心に質問しますので、記憶に即してお話しただけであればOKです。

- ・記憶を呼び起こす意味でも、事前に陳述書を3回程度お読みください。

⑤ 反対尋問・補充尋問

- ・反対尋問は、相手方の弁護士から、皆様に質問する形で行われます。
- ・反対尋問については、その性質上、事前にその内容を網羅的に予測することは困難で、想定外の質問もあります。質問に対しては、よく考えて、端的にお答えください。
- ・言葉尻をとらえられる可能性もあるので、できるだけコンパクトにお答えください。
- ・証人の役割は「事実」を述べることです。相手方の弁護士から「意見」を求められたときは、それに対する回答を差し控えて「意見を求められても困ります。」と答えてくだされば結構です。
- ・相手方弁護士は、意図的にあなたを挑発してくることも考えられますが、熱くならず、冷静を保ち、淡々と回答するようにしてください。
- ・的外れな質問の場合、相手が時間を浪費してくれているので、言わせておいて構いません。

・不利益と思われる回答を求める質問に対しても、真実をお答えください。

・裁判官からの質問に対しては、特に慎重にお答えください。当該質問事項が判決に影響する可能性が高いためです。熟慮の上でのご回答ください。

⑥ その他

・当日は、認め印をご持参下さい（忘れると、代わりに指印を求められますのでご注意ください。）。

・法廷に出頭した際には、「出頭カード」と「宣誓書」の2枚の書面に必要事項を記載することと署名・押印することを求められます。裁判所の職員（裁判所書記官）から適宜声を掛けられますので、その指示に従ってください。

【コラム】尋問に関するあれやこれや

☆尋問は緊張する…という方へ

裁判所に行ったことなどなく、とても緊張するという方もいらっしゃいます。

裁判所に行くことなど、普通はなかなかありませんし、ましてや尋問など一生に一回あるかないかくらいの話ですから、緊張されるのも仕方のないことかもしれません。また、当日まではそうでなくても、当日になってみれば、やはり緊張するという方もいらっしゃると思います。

そのような方には、証人尋問に行く前に法廷見学に行くことをおすすめします。尋問前に裁判所に行っておけば、当日の予行演習にもなり、安心感がうまれます。また、運がよければ、実際の証人尋問の場面に遭遇できて、イメージも持つことができます。

☆ 尋問時間

証人尋問の時間はあらかじめ決まっています。この時間は、聞くべきことを聞くためにはどれくらい時間がかかるかで決められています。この尋問時間に関しては、多少（5分程度）伸びることは許されても、大きく伸びることは許されません。そのため、担当弁護士は尋問時間を考えて質問事項を検討しています。

前述の話の中に「尋問では、意見ではなく、事実を述べてください」という内容がありました。尋問で、意見を述べることで大事な事実をのべる時間が無くなつては、せっかく皆様に裁判に出ただいたのに無駄になってしまいます。担当弁護士とはその辺をよく話し合った上で、尋問に臨むようにしましょう。

☆ 陳述書

「陳述書」という書面があります。これは、皆様が体験した事実を時系列にして、まとめた書面で、皆様との打ち合わせを踏まえて、担当弁護士（ときには皆様）が作成する書面です。この書面は、裁判所・相手方に証拠として提出される書面ですが、準備書面よりも具体的に皆様の本音の部分を記載することができます。

陳述書は、尋問の前に作成することが多く、この陳述書に基づいて、尋問の際は担当弁護士が皆様に質問をしていきます。陳述書は相手の弁護士にも送られることから、反対尋問の際に使われることもあります。そのため、陳述書の内容について、よく確認するようにお願いします。

第五章 判決言渡し

1 判決とは？

口頭弁論に立ち会っていた裁判官による口頭弁論の結果を踏まえた最終的な判断をいいます。

判決は、一般的に口頭弁論終結の日から1〜2か月以内に指定される判決言渡期日において、裁判長が主文を朗読すること（言渡し）によって効力が生じます。

判決言渡期日から1〜2日の間に、弁護士のもとへ判決書が送達されます。

2 判決を言い渡されたときは？

判決を言い渡されたときは、判決の内容を踏まえ、弁護士と今後の方針に関する打合せを行います。

後に述べますが、上級審への不服申立期間は、判決書を受け取った日から2週間後の日までとなりますので、注意が必要です。

なお、控訴・上告する場合には、新たな委任状が必要となります。

第六章 和解

1 和解とは？

和解とは、双方の譲り合いのもと、合意により訴訟を終了させることを言います。意外に思われるかもしれませんが、事件の約半数が和解により解決しています。

2 和解のタイミング

裁判官は、法律上、訴訟手続のどの段階においても、和解の「勸試（かんし）」（和解を勧め、試みること）を行うことができますが、一般的には、①争点整理手続きによって争点が煮詰まった段階、②証人尋問を行った段階で、和解が試みられることが多いといえます。

尋問前の和解（①の場合）は、尋問で当事者の感情的対立が激化する前に行うことができるというメリットがある一方、尋問を経していないことから、裁判官がその段階で確たる心証を示せないというデメリットがあります。ただ、いずれにせよ、どのタイミングで和解協議をするかは、裁判所の訴訟指揮に従うこととなります。

3 和解による解決のメリット・デメリット

■メリット

- ・判決による解決は、白黒決着をつけるものですから、ある意味で、型どおりで硬直した解決になりがちです。これに対し、和解による解決は、当事者の協議次第で色々な条件を盛り込むことが可能ですので、事案に即した柔軟な解決を図ることができます。
- ・判決の場合、これに不服を持った当事者は上訴（控訴・上告等）することができます。これに対し、和解による解決は相手に上訴されません。その時点で紛争が終了するため、訴訟が早期に終了します。
- ・仮に、判決で勝訴しても、相手方の任意の履行なしには判決内容を実現できません。そうなると強制執行手続をしなければならず、その費用（最低でも10万円程度）と時間（判決を受け、強制執行するのに数か月かかることもあります。）がかかります。他方、和解による場合には、相手方の任意の履行が期待できる場合が多いです。

■デメリット

- ・和解は、あくまで双方の譲歩による解決ですから、いずれの当事者も自らが求める水準よりもある程度後退した解決となります。
- ・和解による解決ですので、判決のように明確な解決とはなりません。

第七章 上訴（控訴・上告）

1 控訴・上告とは？

控訴とは、第一審裁判所の判決の内容に不服がある場合に、上級の控訴審裁判所による審理・判断を求めることをいいます。

- ・ 第一審が簡易裁判所 ↓ 地方裁判所へ控訴
- ・ 第一審が地方裁判所 ↓ 高等裁判所へ控訴

上告とは、控訴審裁判所の判決の内容に不服がある場合に、上級の上告審裁判所による審理・判断を求めることをいいます。

- ・ 控訴審裁判所が地方裁判所 ↓ 高等裁判所へ上告
- ・ 控訴審裁判所が高等裁判所 ↓ 最高裁判所へ上告

2 控訴・上告の期限

控訴は、判決書の送達を受けた日から2週間以内に、控訴状を第一審裁判所に提出しなければなりません。上告も、判決書の送達を受けた日から2週間以内に、上告状を第二審裁判所に提出しなければなりません。

2週間の期限は、法律上不変期間とされ、特別の事情がない限り、裁判所による伸長は行われませんので、必ず遵守しなければなりません。ただし、控訴の具体的理由を記載した控訴理由書は、控訴状の提出から50日間以内、上告の具体的理由を記載した上告理由書は、裁判所から上告提起通知書を受け取った日の翌日から50日間以内に提出すればよいので、ご安心ください。

3 控訴・上告の手続

(1) 控訴審について

控訴審は、第一審と同様の事実審とされ、第一審判決に対する当事者の不服の範囲内で、事実認定や法律判断の両面にわたって審理・判断をし直すものです。第一審の訴訟資料と控訴審で追加された訴訟資料とで、第一審判決を維持することができるか否かを検討することになります。

控訴審においては、約60%が判決となり、そのうち約80%は控訴棄却判決がなされていますので、裁判官が変わることによって結論が変わることもありますが、第一審判決で十分に主張や証拠を出し尽くし、勝訴しておくことが重要といえるでしょう。

(2) 上告審について

上告審は、第一審・控訴審と異なり、法律問題に限って審理・判断をし直すものです。したがって、単なる事実認定を争うことが出来ません。しかも、最高裁判所に対する上告は、憲法違反や最高裁判例違反など法律上重要な問題が含まれる事案に審理の対象を限っていますから、一般論として、上告が通る可能性は極めて低いといえます。

【コラム】良い弁護士の条件

専門分野や依頼者との相性もありますから、「良い弁護士の条件」を一概に言うことはできません。ここでは、弁護士に要求される能力をいわば最大公約教的に挙げておきましょう。

● 法律的素養

ここでいう「法律的素養」とは、単なる法令・判例の調査能力だけでなく、法律的な思考能力や法律的な発想力も含まれます。意外に思われるかもしれませんが、この「法律的素養」は、同じ弁護士であっても、かなりばらつきがあるものです。典型的な訴訟であればどの弁護士でも対応可能かもしれませんが、応用的な事件、先進的な事案になると、法律的素養の違いが如実に表れます。

● 事実調査能力

法律的素養と並び、弁護士に要求される能力の最たるものが、事実調査能力です。訴訟を始めとする裁判で

最も重要なのが、事実認定です。弁護士の事実調査能力の違いによって、事案の結論が変わってしまうことも稀ではありません。

● プレゼンテーション能力

文書や口頭によるプレゼンテーション能力が弁護士にとって重要であることは論じるまでもありません。訴訟・交渉・面談などいかなる場面でも、文書や口頭で自らの主張を分かりやすくかつ説得的にプレゼンテーションすることは、弁護士にとって必要不可欠なスキルです。このスキルを磨くために、全ての弁護士が日夜研鑽を積んでいるといっても過言ではありません。

● コミュニケーション能力

法律事務は、自然科学と異なり、あくまでも「人」を相手とする仕事です。良い仕事をするためには、依頼者やもろろん、相手方とも円滑かつ充実したコミュニケーションを取らなければなりません。

● バランス感覚

弁護士は、人と人との紛争を解決するのが主な仕事です。極端・一方的なものの考え方でなく、健全・円満なバランス感覚が要求されます。

● 熱意

と、色々と述べてきましたが、結局のところ、一番重要なのは事件解決への熱意ではないでしょうか。若手であっても、強い熱意で事件と向き合い、ベテラン弁護士を凌駕して勝利に至ることは決して珍しいことではありません。私どもも、常に初心を忘れず、熱意を持って事件に取り組むよう心がけています。

よくある質問

Q. 裁判には毎回出席しなければならぬのでしょうか？

A. 原則として、毎回の出席は不要です。

裁判には、私たち弁護士があなたの代理として出席します（ですので、裁判所では「代理人」と呼ばれたりします。）ので、毎回出席いただく必要はありません。ただ、証人尋問（16頁参照）のときには、裁判所に来ていただく必要があります。また、和解の際にも来ていただく必要があることがあります。詳細は担当の弁護士が個々にご連絡します。

Q. 裁判の進行状況は、どのように知らせてもらえますでしょうか？

A. 裁判の進行状況は、担当の弁護士から、裁判終了後に文書でご連絡させていただきます。

吉備総合法律事務所では、基本的に裁判の度に『訴訟状況報告書』という報告書を作成しており、裁判終了後は、当該書類をお送りさせていただきます。進行が気になったときにはご連絡下さい。

Q. 裁判をスムーズに終わらせて注意したいことはありますか？

A. 裁判は、弁護士との二人三脚で進んでいくこととなります。そのためには、依頼者と弁護士の密なコミュニケーション

シヨンが必要不可欠です。場合によっては何度も何度も打ち合わせをすることがあるのかと思いますが、よろしくお願ひします。

また、吉備総合法律事務所では、裁判所に提出する文書を、依頼者に確認いただくようにしております。裁判の前になれば、弁護士から文書が届きますので、ご確認いただくようお願いいたします。

Q. 弁護士費用を相手に負担させることは可能ですか？

A. 残念ながら、日本の制度上、弁護士費用を相手に負担させることはできません。

訴状には、「訴訟費用は相手方の負担とする。」と書かれています。これは、裁判所に訴訟提起する際に収める費用のことです。弁護士費用のことではありません。ですので、原則として、自分の弁護士費用は自分で負担いただくこととなります（ただし、交通事故などの場合、原告は、請求額の一割程度を、被告に損害賠償として負担させることができます。詳しくは、担当弁護士にお問い合わせください。）。

Q. 弁護士費用は、いくら請求できるのでしょうか？

A. 弁護士費用は、訴訟の対象となる事項の金額により決定されます。例えば、金銭の支払を請求する訴訟の場合、請求する金額を基礎として、弁護士費用が決まります。弁護士費用の算定方法は、当事務所ホームページに「吉備総合法律事務所報酬基準」を掲載しておりますので、そちらをご参照いただくか、担当弁護士にお尋ねください。

あとがき

最後までお読みいただき、ありがとうございます。駆け足で訴訟手続のあらましを解説いたしましたのが、ご理解いただけましたでしょうか。訴訟にはどうしても専門的な面がありますから、専門外の方にはこの冊子を読んでもよく分からない部分が多々あるかと思えます。もしご不明な点がありましたら、遠慮なく担当弁護士にお尋ねください。

訴訟は、文字どおり「戦い」です。勝利するためには、徹底的な事実の調査、法令・判例のリサーチを踏まえた上で、最良の訴訟戦略を立案し、これを実行していく必要があります。これは当たり前といえれば当たり前のことなのですが、「当たり前前」のことを「当たり前前に行く」のは、決してたやすいことではありません。

私ども吉備総合法律事務所は、「一人ひとりの依頼者に最良の法的サービスを提供する」を事務所の理念として、最高水準・最先端の法的サービスを提供することを目指しています。

当事務所は、これまでの豊富な経験から得た知識・ノウハウをフルに活用し、この岡山という地で最高のリテイゲーター（訴訟弁護士）となれるよう、そして、依頼者の皆様の良き伴侶となれるよう、日夜努力しています。

最後になりますが、不幸にして紛争に巻き込まれてしまった皆様の「ご武運」をお祈りして、筆を擱くことといたします。



吉備総合法律事務所

〒700-0826

岡山市北区磨屋町 1-6 岡山磨屋町ビル 4 階

吉備総合法律事務所

TEL 086-235-4168

FAX 086-235-4169

<http://www.kibi-law.jp/>